

避難行動ガイド

避難行動に関する行政発令の避難情報の種類と、市民の皆さまの対応

避難指示などは、災害の種類ごとに避難行動が必要な地域を示して発令しますが、地域やご家庭などの事情によって、「避難指示」を待たずに避難が必要と考えられる場合は、「**自主避難**」をお願いします。

種類	立退き避難など住民の皆さまの行動
高齢者等避難	<ul style="list-style-type: none">・気象情報に注意を払い、立退き避難の必要について考える。・立退き避難が必要と判断する場合は、その準備を始める。・要配慮者(障がい者や高齢者で避難行動が困難な人)は、この段階で立退き避難をする。
避難指示	<ul style="list-style-type: none">・非常時持出品を持って、立退き避難をする。・立退き避難をすることが、かえって危険と判断される場合は、屋内で安全を確保する。
緊急安全確保	<ul style="list-style-type: none">・既に災害が発生している状況であり、命を守るために最善の行動をとる。・市が災害発生を把握していない場合もあり、必ず発令されるものではないことに留意する。

※「**自主避難**」とは…避難指示などを待たず、自動的に地区集会所、親戚や友人の家などの安全な場所へ避難することです。その際は、出来るだけ必要な食料、飲物、日用品などを持参するようしてください。

※常に、テレビ・ラジオ・スマートフォン・パソコンなどで最新の気象情報を入手しましょう。特に、河川氾濫の浸水想定区域や土砂災害警戒区域にお住まいの方は、自分で早めに判断し、「危ない」と思ったら、直ちに危険な区域から離れる行動(**自主避難**)をすることが命を守ることになります。

指定緊急避難場所

災害が発生し、又は発生するおそれがある場合にその危険から逃れるための避難場所として、災害の種類ごとに安全性等の一定の基準を満たす施設又は場所を市が指定しています。(災害対策基本法第49条の4)

指定避難所

避難した市民等を災害の危険性がなくなるまで必要な期間滞在させる、または災害により家に戻れなくなった市民等を一時的に滞在させるための施設として市が指定しています。(災害対策基本法第49条の7)

福祉避難所

災害時において、指定避難所での生活が困難な介護や特別な配慮を必要とする高齢者、障がいのある方などの要配慮者を受け入れるため、特別に開設される避難所です。

※避難所は、災害の規模や状況に応じて開設いたします。開設した避難所は、市ホームページやテレビ等でお知らせいたします。

市の連絡先

名称	部署	電話番号	問い合わせ内容等
白河市役所	本庁舎	0248-22-1111	白河地域内の被害の通報・相談
	表郷庁舎	0248-32-2111	表郷地域内の被害の通報・相談
	大信庁舎	0248-46-2111	大信地域内の被害の通報・相談
	東庁舎	0248-34-2111	東地域内の被害の通報・相談

ライフライン連絡先

名称	問い合わせ内容等	電話番号	補足
白河市水道課	水道設備の故障等	0248-27-2541	直通
白河市農林整備課	ため池の異常等	0248-22-1111	代表
東北電力ネットワーク(株)	停電・緊急時	0120-175-366	フリーダイヤル
東日本電信電話(株) (NTT東日本)	電話の故障 電話線の垂れ下がり発見時など	113 0120-444-113	固定電話から 携帯から